

職場健康安全性 – WHS 法の下での責務

モデル労働保健安全(WHS)法の下で、雇用主は職場にいる人の健康、安全性および福利に注意する義務を負っています。それには以下が含まれます:

- 健康安全リスクがない職場環境を提供し、維持すること
- 従業員が勤務する上で十分かつ利便性のある福利施設を提供すること
- 病気やけがを防止するため従業員の健康や職場の状態を監督すること

従業員に対する責務

雇用主は、従業員の健康と安全を確保する責任を負っています。従業員が COVID-19 にさらされるリスクを排除する、それが不可能なら最小限にするために最善を尽くさなければなりません。

従業員が COVID-19 にさらされる危険を防止する方策の例として、以下のようなものがあります。

- 在宅勤務制度を導入する
- 従業員に対人距離確保や正しい衛生習慣を実行させる
- 体調の悪い従業員は自宅療養させる
- 職場を定期的かつ徹底的に清掃する

職場に関わる他の人に対する責務

雇用主は職場での仕事がその他の人(顧客、利用者、訪問者等)の健康や安全を危険にさらさないよう確保する義務を負っています。

これらの人が COVID-19 にさらされる危険を防止するため、以下を要求することができます。

- 対人距離の確保、たとえば受渡や支払いを非接触で行うこと
- 正しい衛生習慣を実行すること
- どうしても必要な場合以外、職場を訪れないこと

職場および施設の維持義務

雇用主は、従業員やその他の人を COVID-19 感染リスクにさらさないよう、職場環境を整える責務を負っています。

安全な職場環境維持のためには、たとえば以下のようなことができます。

- 職場を定期的かつ徹底的に清掃する
- 対人距離確保のため職場のレイアウトを変更する
- 職場にいる人数を制限する

さらに、職場に以下を含む十分な設備を提供する責務もあります。

- 石鹸、水、ペーパータオルを備えた手洗い場
- 従業員が手洗いを実行できない場合は消毒液
- 清潔で対人距離を確保できる従業員室

これらの施設を利用するため、特に手洗いを励行するための休憩時間を定期的に与えましょう。

情報、訓練、指示、監督を提供する責務

雇用主は、従業員が勤務中に COVID-19 感染の危険から自分を守ることができるように必要な情報や訓練を提供しなければなりません。

それには以下が含まれます。

- 正しい手洗い法の指導
- 必要な場合には、個人用防護具の着用・使用訓練
- 清掃方法および清掃が必要であることを判断するための研修
- 安全な在宅勤務環境設置のための指示
- 体調が悪いときに自宅療養する指示

協議義務

雇用主は、COVID-19に関連する職場健康安全性について従業員と協議し、意見や懸念を表明する機会を与えなければなりません。それらの意見を取り入れ、協議結果について従業員に周知します。

以下の場合に協議が必要です。

- リスク評価を実行する際
- リスク管理方策（在宅勤務制度導入や職場に対人距離確保のための諸制限を設ける等）に関する決定を下す際
- 職場の施設備品に関する決定を下す際
- 従業員の健康安全性に影響を及ぼす可能性のあるその他の変更を提案する際

合意された協議手順がある場合はそれに従わなければなりません。職場健康安全性担当従業員代表が居る場合は、その人を協議に加えなければなりません。

より詳しい情報

COVID-19 および職場健康安全性についてのより詳しい情報は、[Safe Work Australia](https://www.swa.gov.au) のウェブサイトをご覧ください。